破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８４号
北海道苫小牧市北栄町３丁目７番７号
債務者　森　　隆治
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１２８号
北海道苫小牧市日の出町１丁目５番１号　コーポサンライズＡ203
債務者　亀谷　美香
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１２９号
北海道苫小牧市住吉町１丁目４番２―306号
債務者　池内留美子
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１３２号
北海道苫小牧市弥生町２丁目５番４号　ブリリアント弥生Ａ－５号
債務者　小野めぐみ
1　決定年月日時　平成28年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第１６３号
北海道川上郡標茶町字熊牛原野15線西２番地40
債務者　菅原　浩輔
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１８３号
釧路市芦野５丁目８番12号　ジュネス21　Ａ号室
債務者　山田　政美
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１８７号
釧路市桜ケ岡４丁目３番26号　かまだハイツ
債務者　坂本　裕美
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３７７号
宮城県塩竈市袖野田町26番34号　コーポ鈴木102号、従前の住所宮城県宮城郡利府町加瀬字十三本塚39番地３　アンビックス利府六番館202号室
債務者　小関　康広
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６０７号
仙台市宮城野区原町３丁目５番12―305号
債務者　畠山　直子
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
福島県いわき市内郷御台境町六反田６番地の３　インペリアルオザワ103
債務者　笠間知佳子（旧姓関）
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第１１５２号
千葉市中央区弁天２丁目23番１号　ＵＲ1004号
債務者　三上三惠子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３９７号
川崎市宮前区平６丁目10番50―303号　ハオス・フォン・ゲレンデ宮前平
債務者　小友　　修
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４０８号
川崎市高津区下作延３丁目３番21号　フラットきどころⅡ　201
債務者　角田　裕樹
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４８９号
川崎市幸区戸手本町２丁目223番地２　ベルサイユ川崎　210
債務者　田中　佑希
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５１４号
横浜市港北区高田東３丁目26番16号　サンヴィレッジ関原Ｂ－１、申立時の住所川崎市高津区久末511番地70　ルミエール久末　107
債務者　佐々木瑞穂（旧姓清水・申立時の姓榎本）
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２２号
川崎市川崎区昭和２丁目６番９号　パークハイツ昭和　202、前住所川崎市川崎区南町21番地12　スカイコートパシフィック川崎　604
債務者　柏木　　豊
1　決定年月日時　平成28年11月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
　　横浜地方裁判所川崎支部破産係